

【別 紙】

介護老人保健施設 いたむろ サービス内容説明書

介護老人保健施設 いたむろ（以下、当施設といいます。）が、あなたに提供するサービスは、以下の通りです。説明にあたり介護保険証を確認させていただきます。

1. 提供するサービス

介護老人保健施設への入所療養介護

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化を防止し居宅での生活に安心かつ安全に復帰されるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なくおたずねください。
- (3) サービスの提供にあたっては、常にあなたの心身の状況及びおかれている環境を把握し、適切なサービスを提供するようにいたします。特に、認知症の状態にある方については、必要に応じ、その特性に応じたサービスを提供できる体制を整えます。

2. 施設サービス計画

- (1) 介護老人保健施設サービスは、入所者が、その能力に応じて自立した日常生活を営むための援助を行い、住み慣れた居宅での生活に復帰するための援助を行うことを目的としています。そのために、計画担当介護支援専門員（以下、施設ケアマネジャー）を中心に、サービスを提供する医師・理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・支援相談員等の職員が、診療や身体機能の検査、面接等の結果をもとに、協働してあなたの心身の状況、ご希望及び置かれている環境にあわせて、利用の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した施設サービス計画を作成します。
- (2) この施設サービス計画は、入所者ご本人、ご家族と十分に話し合いながら作成し、実施に際しては同意を頂くものとします。

3. サービスの内容と利用料

介護老人保健施設サービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

<表1>施設サービス費

項目	説	明	
介護保健施設 サービス費	○要介護状態区分と居室定員に応じて、介護保健サービス利用料の1割が負担分に加わります。		
	多床室	要介護1	800円/1日
		要介護2	882円/1日
		要介護3	996円/1日
		要介護4	1,071円/1日
		要介護5	1,145円/1日
	個室	要介護1	723円/1日
		要介護2	804円/1日
		要介護3	917円/1日
		要介護4	993円/1日
		要介護5	1,067円/1日

<表2>表1に加算される費用

サービスの項目	費用	内 容
初期加算	30円/日	入所後30日間に限って加算されます。
夜勤職員配置加算	24円/日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員基準に該当しています。
経口移行加算	28円/日	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合に180日以内の期限に限り算定します。
経口維持加算	400円/月 (Ⅰ) 100円/月 (Ⅱ)	(Ⅰ) 著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して摂食・嚥下機能に配慮した継続的な食事摂取を進める為の経口維持計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合に計画が作成された月より6ヶ月を限度として算定します。6ヶ月を超えた期間であっても、食事摂取の特別な管理が必要であった場合、引き続き算定いたします。 (Ⅱ) (Ⅰ)を算定している方で歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が関わった場合に算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行なった場合に算定します。
口腔衛生管理加算	110円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月4回以上行なっている場合であって、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメント計画が作成されている場合に算定します。
療養食加算	18円/日	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
外泊時費用	362円/日 外泊算定日数	入所者に居宅における外泊を認めた場合に算定します。居住費は算定されません。外泊の初日及び最終日は算定しません。
緊急時治療管理費	500円/1日	入所者の容態が急変した場合、緊急時に所定の対応を行った場合に算定されます。
特定治療費	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額に準ずる	

サービスの項目	費用	内 容
退所前後 訪問指導加算	460 円 ／1 回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所に先立って入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行なった場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合に、退所後1回を限度として算定する。
退所時 指導加算	400 円	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合に算定する。 イ) 入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、入所者の退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行なった場合に、入所者一人につき1回を限度として算定する。 ロ) 退所が見込まれる入所期間が1ヶ月を超える入所者がその居宅において試行的に退所させる場合に、その入所者の試行的退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行なった場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3ヶ月の間に限り、入所者一人につき1月に1回を限度として算定する。
退所時情報提供 加算	500 円	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅における療養を継続する場合、入所者の退所後の主治医に、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて、入所者の紹介を行なった場合に、1回に限り算定する。
退所前連携加算	500 円	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて、入所者の情報提供と居宅サービスの利用上必要な調整を行なった場合に、1回に限り算定する。
老人訪問 看護指示加算	300 円 ／1 回	退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し、指示書を交付した場合に算定する。
ターミナルケア 加算	200 円 ／1 日 315 円 ／1 日	以下の基準に満たす入所者において、死亡日以前15日以上30日以下、死亡日以前14日までについてそれぞれ死亡月に算定する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。 ・医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した入所者で、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者に係る計画が作成されており、医師・看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求めなどに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
栄養 マネジメント 加算	14 円／日	管理栄養士が配置され入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している。また入所者の栄養状態を定期的に記録し、継続的に評価し計画の見直しをしていること。
感染対策指導管理	5 円／日	厚生労働大臣が定める基準・感染を防止する十分な設備及び体制を整備しています。
褥瘡対策指導管理	5 円／日	褥瘡対策に十分な体制を整備しています。
言語聴覚療法	180 円／ 1 回につき	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し言語聴覚士が適切に配置されています。
リハビリテーシ ョン指導管理	10 円／日	厚生労働大臣が定める施設基準を満たし理学療法士が配置されています。

の部分については全員に加算されます。

サービスの項目	内 容	利用料
食事の提供	<p>○入所者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士 看護師・施設ケアマネジャー等、関係職種が協同して、摂食・嚥下状態にも配慮した「栄養ケア計画」を作成します。</p> <p>○管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。</p> <p>○食事は離床して食堂でとって頂けるよう配慮します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><食事時間> 朝食 8 : 0 0 昼食 1 2 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0</p> </div> <p>○おやつは 1 回 / 日のご提供となります。</p>	<p>食費 1, 6 0 0 円 / 日</p>
居室の利用	<p>○多床室の利用の場合 居室使用にかかる光熱水費相当額をご負担頂きます。</p> <p>○個室を、入所者のご希望に応じて提出いたします。 ご利用の際は、設備（テレビ）及び光熱水費相当額をご負担頂きます。</p>	<p>居住費 多床室 4 5 0 円 / 日 個室 1, 6 4 0 円 / 日</p>
特別な室料	<p>入所者選択による特別な室料については別途料金がかかります。</p> <p>個室 316 号室 設備 洗面所 冷蔵庫 テレビ 応接セット トイレ 風呂 クローゼット タンス</p> <p>2 人室 301 号室 310 号室 317 号室 318 号室 401 号室 402 号室 403 号室 406 号室 407 号室 設備 テレビ トイレ タンス</p>	<p>個室 2, 160 円</p> <p>2 人室 1, 080 円</p>
排泄の介助	<p>○入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p> <p>○おむつを使用する方に対しては、排泄パターンの把握に努め、適時適切に交換をいたします。</p>	
入浴の介助	<p>○週 2 回以上の入浴又は清拭を行います。</p> <p>○寝たきり等で座位のとれない方は、寝た姿勢で機材を用いての入浴も可能です。</p>	
着替え等の介助	<p>○寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</p> <p>○生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</p> <p>○個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>○寝具交換は週 1 回実施します。</p>	
リハビリテーション	<p>○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によって入所者に適合した「リハビリテーション実施計画」を作成し、生活機能の維持改善に努めます。（個別訓練・集団訓練・生活リハビリテーション）</p>	
医療・看護	<p>○入所者の病状にあわせた医療・看護を提供します。医師による定期診察は週 1 回以上行い、それ以外に必要な場合は随時診察します。</p> <p>○ただし当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、他の医療機関（急変時には原則として協力病院 菅間病院）での治療となります。</p> <p>○入所中の歯科受診は医療保険適用となります。</p> <p>○健康チェックは毎日行います。</p>	
趣味・教養娯楽活動	<p>○入所者の選択により実施した活動については実費徴収とさせていただきます。</p>	

レクリエーション 各種行事	○当施設では、施設内外での季節行事や日常的なレクリエーションを実施しております。入所者の選択により参加した場合、費用については実費徴収とさせていただきます。
理美容	○美容組合の出張による理美容サービスをご利用頂けます。ただし事前に予約が必要となりますので、1階事務室又は各階の職員にお申し出ください。 料金： カット 2,500円
洗濯について	○原則としてご家族により実施してください。事情によりできない場合は相談員にご相談ください。 1ネット700円(税別)にて承ります。
その他	○記録の謄写費用等 実費
	○普通診断書 3,240円
	○身体障害者診断書 10,800円
	○死亡診断書 10,800円 ○死後処置 16,200円

- (1) あなたの利用するサービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割を自己負担分としてお支払い頂きます。(上記に記載)
ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後、市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合はお申し出ください。
- (2) 提供を受ける介護老人保健施設サービスのうち、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- (3) 当施設は、あなたに対し毎月15日に、利用料請求書を送付します。
- (4) 毎月の利用料は、翌月末日までに下記の方法でお支払いください。
 - ①現金での支払い 当施設事務課窓口(老健 いたむろ 1階事務室)
 - ②銀行振り込みでの支払い(金融機関に備え付けの振り込み振込依頼書をご利用ください。振り込み手数料等は入所者負担となります。)

振込先のご案内

金融機関名 福島銀行
口座番号 1010482
口座名義 イ・コウサイカイ

4. キャンセル料など

サービスをキャンセルした場合に、キャンセル料はかかりません。

5. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付いたしますので、お申し出ください。

【別 紙 2】

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の利用者の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用量をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合がある）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にあるような次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など)
- 利用者負担第4段階の利用の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用負担となります。
- 利用対象者が世帯分離をされている場合で本人は住民税非課税であっても、世帯分離している配偶者が住民税課税対象になっている場合は勘案され原則非該当となります。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

（単位：円/日）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	490	0
利用者負担第2段階	390		370
利用者負担第3段階	650	1,310	370
基準費用額	1,380	1,640	370